

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(保証人)</p> <p>第6条 借主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない。ただし、市町村が借主である場合又は借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付に係る損失補償契約を結ぶ場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 個人である借主にあつては、知事が適当と認める者<u>3</u>人以上</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業、同条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は<u>同条第11項</u>に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">貸付対象事業</th><th rowspan="2">貸付金の額</th><th rowspan="2">貸付利率</th></tr><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 経営革新計画承認グ</td><td>[略]</td><td></td><td>年<u>0.5</u>パ</td></tr></tbody></table>	貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率	名称	内容	1 経営革新計画承認グ	[略]		年 <u>0.5</u> パ	<p>(保証人)</p> <p>第6条 借主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない。ただし、市町村が借主である場合、<u>借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付に係る損失補償契約を結ぶ場合又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関が貸付金の貸付に係る債務の保証をすることにより債権の保全上支障がないと知事が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 個人である借主にあつては、知事が適当と認める者<u>2</u>人以上</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業、同条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は<u>同条第10項</u>に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">貸付対象事業</th><th rowspan="2">貸付金の額</th><th rowspan="2">貸付利率</th></tr><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 経営革新計画承認グ</td><td>[略]</td><td></td><td>年<u>0.45</u>パ</td></tr></tbody></table>	貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率	名称	内容	1 経営革新計画承認グ	[略]		年 <u>0.45</u> パ
貸付対象事業		貸付金の額			貸付利率																
名称	内容																				
1 経営革新計画承認グ	[略]		年 <u>0.5</u> パ																		
貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率																		
名称	内容																				
1 経営革新計画承認グ	[略]		年 <u>0.45</u> パ																		

ループ事業		一セント
[略]		
3 下請振興事業計画承認グループ事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
4 総合効率化計画認定グループ事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
5 施設集約化事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
6 共同施設事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
7 設備リース事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
8 企業合同事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
9 集団化事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
10 集積区域整備事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
[略]		
13 地域産業創造基盤整備活性化事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント
14 商店街整備等活性化支援事業	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント

別表第2 (第4条関係)

貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率
名称	要件		
1 小規模事業者貸付け	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント	
2 広域貸付け	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント	
3 施設再整備貸付け	[略]	年 <u>0.5</u> パーセント	
[略]			

別表第3 (第4条関係)

要件
[略]
10 別表第1の6の項又は9の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特

ループ事業		一セント
[略]		
3 下請振興事業計画承認グループ事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
4 総合効率化計画認定グループ事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
5 施設集約化事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
6 共同施設事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
7 設備リース事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
8 企業合同事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
9 集団化事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
10 集積区域整備事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
[略]		
13 地域産業創造基盤整備活性化事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント
14 商店街整備等活性化支援事業	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント

別表第2 (第4条関係)

貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率
名称	要件		
1 小規模事業者貸付け	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント	
2 広域貸付け	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント	
3 施設再整備貸付け	[略]	年 <u>0.45</u> パーセント	
[略]			

別表第3 (第4条関係)

要件
[略]
10 別表第1の6の項又は9の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第10項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特

定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

[略]

定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。